

2011 年 3 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

株式会社ビットアイル

「リース会計に関する論点の整理」に関するコメントについて

平成 22 年 12 月 27 日付で公表された「リース会計に関する論点の整理」について、下記のとおりコメントを提出させていただきます。

記

1. 借手の会計処理について

- (1) すべてのリース取引を使用権モデルにて、資産・負債に計上することは適切ではない。貸手の会計処理について、2つのアプローチが提案されているように、借手についても、多様なリース取引について、単一モデルを適用することが必ずしも財務報告の改善に繋がらない。
- (2) オペレーティング・リースは多様な形態と経済的実質を有しており、様々な指摘についても、すべてのオペレーティング・リースに対するものなのか、何を改善すべきなのか十分に検討する必要がある。これを一括りしてオペレーティング・リースをファイナンス・リースと同様に資産・負債を認識し、事後測定を行う提案に対して、理論的・実務的な観点から様々な懸念・指摘に繋がっており、これまでどおり賃貸借処理が適切である取引も数多くあると思われる。
- (3) リース要素とサービス要素を区分できない場合、契約当事者の意図に関係なく、多くのサービス要素が資産・負債に計上される懸念がある。
- (4) 原資産の購入とほぼ同等の経済的効果があり、資金調達の色采をもつファイナンス・リースと異なり、不動産賃貸借など現行のオペレーティング・リースについて、賃借料を利息に配分することは経済的実質を反映していない。
- (5) 非中核資産のリースなど事業活動にとって重要でない取引にまで、煩雑な使用権モデルを適用することは作成者のコスト負担が非常に大きい。

2. 短期間のリースについて

- (1) 借手における短期間のリースについて、割引前の金額であっても、資産と負債に計上することはコストと便益の観点から適当ではなく、貸手の会計処理と同様に賃貸借処理を適用すべきである。
- (2) 割引計算を不要とすることで簡便的な取扱いとされているが、作成者にとって、必ずしも実務的な負担が軽減するわけではない。短期のレンタル借取引は多様で、金額は少額でも取引件数が多数ある場合、資産・負債を計上するために取引を管理することは、過度な負担を作成者に求める一方で、利用者にとって重要な情報を与えることにならない。

3. 更新オプション等の取扱いについて

- (1) 財務諸表の観点から、行使されない可能性があるオプションを考慮することにより、資産・負債の定義に合致しないものが資産・負債に計上され、実態より過大に表示にされる可能性があり適切ではない。また、不確実な事業環境の変化に対処するために更新/解約オプションを付しているので、オプションを考慮しリース期間を見積もることは困難であり、これを適用することは信頼性のない見積りに繋がる可能性が高く、その結果、比較可能性を低下させることになる。
- (2) 実務上も、すべての賃貸借契約に対して、発生する可能性がある期間の確率を見積り、リース期間を決定していくプロセスは作成者に過大な負担を求め、適用不可能である。

4. 最後に

総論として、今回の IFRS 新リース会計基準そのものは以下の通り有益性は低く、IASB に対し抜本的に見直しを求めるべきであると考えられる。

- (1) 極めて困難な見積に基づく資産・負債の計上が比較可能性の向上・財務報告の改善に寄与するのか。
- (2) 賃貸借による利用と取得による利用という行為は財政状態だけでなく経営成績においても異なる結果をもたらすものであり、ことさら財政状態だけの比較可能性の向上が投資家にとって有益な判断材料を提供することになるのか。
- (3) 企業によっては多大な事務負担・コスト負担を強いられることが想定され、コストベネフィットの観点から妥当性はあるのか。
- (4) 各種の賃貸取引及び賃貸取引事業者の拡大は、当初投資負担軽減、コストの平準化、陳腐化リスクの軽減、不動産賃貸・リース等の事業者が様々な形態を提供することによる選択肢の拡大、多数の事業者が存在する自由競争による利用コストの低減など利用者である企業にとって有益な面が非常に多く、賃貸取引の利用企業に直接的に不利益をもたらすのみならず、賃貸取引市場そのものの縮小による不利益も懸念される。
- (5) 投資家にとって比較可能性が向上したとしても、賃貸取引の貸手・借手のいずれの企業にとっても有益性が低いということは、結果として投資家が得られる最終的な果実の減少にもつながりかねず、果たして誰のための基準改訂か疑問である。

以 上